小学校に入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助(被災)制度 「新入学用品費」の 入学前支給のご案内

1 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ●申請時に富谷市に居住している方(令和8年3月末以前に、富谷市外へ転出する方を除く)
- ●お子様が令和8年4月に富谷市立小学校、又は国・県立の小学校に入学予定の方
- ●下記の【令和7年度就学援助(被災)認定基準】に該当する方

【注意】次に該当する場合は、「新入学用品費」の入学前支給の支給対象にはなりません。

- ●令和8年4月に私立小学校、又はインターナショナルスクール等、公立以外の学校に入学される場合
- ※<u>上記に該当し、「新入学用品費」の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになり</u>ますので、該当の可能性がある場合は、申請をお控えいただきますようお願いいたします。

【令和7年度就学援助(被災)認定基準】(以下①~③のいずれかに該当する方)

① 居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊いずれかの被害にあい、かつ、世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の令和6年中の所得合計額が一定の基準未満※の方

該当理由

ただし、被災後に新築または購入により自宅を取得された方は除きます。

- ② 生計中心者の動務先が被災し、失業、休業、廃業等により、世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の令和6年中の**所得合計額が一定の基準未満※**の方地区民生委員児童委員が調査のため、ご連絡後に自宅へお伺いする場合もあります。
- ③ 本人または同居の親族が所有する住宅に居住していたが、原子力発電所の事故により避難してきた方で、次のいずれかに該当し、かつ、世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の令和6年中の所得合計額が一定の基準未満※の方
 - ア 警戒区域または計画的避難区域に居住していた方 イ 緊急時避難準備区域内または屋内退避指示が出て いた区域に居住しており、市町村の判断により避難 してきた方

ただし、被災後に新築または購入により自宅を取得された方は除きます。

申請書添付書類

- ●世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の 令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又 は所得証明書
- ●離職証明書(被災者用)

●罹災証明書

- ●世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の 令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又 は所得証明書
- ●罹災証明書または被災証明書
- ※申請する保護者の名前が明記してあるもの。
- ●世帯全員(同一住所で別世帯の方も含む)の 令和7年度(令和6年分)課税・非課税証明書又 は所得証明書
- ●運転免許証又は保険証の写し(被災地に住所を置いている方のみ)

※『所得合計額が一定の基準未満』の基準については別紙フローチャート目安表参考

【課税・非課税証明書又は所得証明書】は令和7年1月1日現在、富谷市に住民登録のある方は不要です。

2 注意事項

- 令和8年度における学用品費など他の費目の就学援助制度を希望される場合には、入学後に別途、令和8年度就学援助制度の申請手続きが必要となります。また、今回の「新入学用品費」を受給された場合は、令和8年度就学援助制度の「新入学用品費」は支給対象となりません。
- ●今回、「新入学用品費」の申請を希望しない、又は審査の結果で否認定となった場合でも、令和8年度就学援助制度での認定を受けた場合は、7月に「新入学用品費」として同様の費用を支給します。
- ●「新入学用品費」の審査で用いる基準は、令和7年度就学援助(被災)制度の基準となります。 また、令和8年度就学援助制度では新年度の審査基準を用いますので、審査結果が変わる場合 があります。
- ●「新入学用品費」を支給後に市外に転出された場合は、本市で「新入学用品費」の入学前支給を行った旨を転出先の市町村へ通知いたします。
- ●今回の就学援助(被災)制度の「新入学用品費」と、東日本大震災に伴わない就学援助制度の「新入学用品費」との重複受給はできません。
- ●生活保護受給者は、生活保護費により入学準備金として3月分保護費とあわせて支給されますので、今回の「新入学用品費」の申請手続きは必要ありません。

「新入学用品費」支給までの流れ

令和7年10~11月

就学時健康診断時に、『就学援助(被災)制度 「新入学用品費」の入学 前支給のご案内』(本チラシ)を配布

令和7年12月12日

令和7年度就学援助費受給申請書の申請期限

令和8年1月中旬

認定・否認定通知書を、富谷市教育委員会からご家庭に発送いたします

令和8年1月30日

認定の方へ「新入学用品費」を支給

●上記スケジュールは、現時点での予定となります。

3 お問い合わせ先

〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

富谷市教育委員会 教育部 学校教育課 TEL: 022-358-0521